

「北九州発！新商品創出事業」実施要領

（目的）

第1条 この要領は、「北九州発！新商品創出事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、「北九州発！新商品創出事業」の運営に関し、必要な細目を定める。

（新商品等の要件）

第2条 要綱第2条ただし書きに規定する「医薬品類」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同法同条第2項に規定する医薬部外品及び同法同条第3項に規定する化粧品をいう。

2 要綱第2条ただし書きに規定する「農薬類」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。

3 要綱第2条ただし書きに規定する「食品類」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条に規定する全ての飲食物、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第2項に規定する飼料及び同法同条第3項に規定する飼料添加物をいう。

4 要綱第2条第2号に規定する「生産又は提供」には、要綱第1条第2項に規定する新商品等創出事業者に帰属する商標権、特許権、実用新案権又は意匠権その他の知的財産権を活用し、要綱第1条第2項及び要綱第2条に規定する新商品等（以下「新商品等」という。）の生産又は提供を他の事業者委託する場合を含む。

5 要綱第2条第3号に規定する「国、県、市若しくはこれらの関係団体が実施する事業」とは、別表1に掲げるものとする。

6 要綱第2条第3号及び第4号に規定する「市長が指定する経済施策に準ずる分野のもの」とは、別表2に掲げるものとする。

（申請者の要件）

第3条 要綱第3条第6号に規定する者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1）暴力団員が事業主又は役員となっている者
- （2）実質的に暴力団員がその運営に関与している者
- （3）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- （4）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- （5）暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者
- （6）自らの利益を得る等の目的で、暴力団（員）を利用した者
- （7）役員等が、暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

（申請書の提出）

第4条 要綱第4条第1項及び第2項に規定する申請は、北九州発！新商品創出事業認定申請書・実施計画（第1号様式）によるものとする。

2 要綱第4条第1項に規定する市長が定める書類は、次のとおりとする。

- （1）法人においては、履歴事項全部証明書及び役員等名簿。個人事業者においては、運転免許証の写し等の本人確認ができる書類。

- (2) 北九州市内に主たる事務所又は事業所を有していることが確認できる書類
 - (3) 暴力団排除に関する宣誓書
 - (4) 市税の納税証明書（市税に滞納がないことの証明）
 - (5) 直近2期の決算関係書類
 - (6) 株主名簿又は出資者名簿（これらの持分比率又は出資比率が分かるもの）
 - (7) 新商品等に関する資料（パンフレットその他実施計画を説明するために必要な書類）
- （認定基準）

第5条 要綱第5条第5号に規定する市長が認定するにあたって適切なものとは、要綱第5条第3号及び第4号に掲げるもののほか、社会通念上相当であるものをいう。

（事業者の認定）

第6条 要綱第6条第3項に規定する決定の通知は、北九州発！新商品創出事業認定通知書（第2号様式）又は北九州発！新商品創出事業結果通知書（第3号様式）によるものとする。

2 要綱第6条第5項に規定する認定期間延長申請書は、北九州発！新商品創出事業認定期間延長申請書（第4号様式）によるものとする。

3 要綱第6条第6項に規定する決定の通知は、北九州発！新商品創出事業実認定期間延長決定通知書（第5号様式）によるものとする。

（実施計画の変更）

第7条 要綱第7条第1項に規定する実施計画変更申請書は、北九州発！新商品創出事業実施計画変更申請書（第6号様式）によるものとする。

2 要綱第7条第2項に規定する決定の通知は、北九州発！新商品創出事業実施計画変更決定通知書（第7号様式）によるものとする。

（実施計画の中止）

第8条 要綱第8条に規定する実施計画中止申請書は、北九州発！新商品創出事業実施計画中止申請書（第8号様式）によるものとする。

2 要綱第8条に規定する決定の通知は、北九州発！新商品創出事業実施計画中止決定通知書（第9号様式）によるものとする。

（認定の取消し）

第9条 要綱第9条第2項に規定する取消しの通知は、北九州発！新商品創出事業認定取消通知書（第10号様式）によるものとする。

（報告及び調査）

第10条 要綱第10条第2項に規定する報告は、北九州発！新商品創出事業に関する計画に係る成果（第11号様式）によるものとする。

2 前項に規定する報告の内容は、要綱第6条第3項に規定する認定した日の属する年度、その翌年度及び翌々年度における各年度内のものとする。

（新商品等の調達）

第11条 要綱第11条の規定により、市長は、新商品等の優先的な調達に努めるものとするが、これは、市長が新商品等の調達を保証することをいうものではない。

2 新商品等を調達した市の機関は、新商品等の使用その他に係る評価を行うものと

する。この場合において、市長は、当該評価の結果を要綱第6条第1項に規定する被認定事業者に還元するものとする。

付 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、令和4年7月1日より施行する。

付 則

この要領は、令和6年7月1日より施行する。

付 則

この要領は、令和7年7月22日より施行する。

別表1 第2条関係

国、県、市若しくはこれらの関係団体が実施する事業	
国、県又はこれらの関係団体	1 経営革新計画
	2 国、県又はこれらの関係団体が実施する研究開発支援事業
	3 その他上記に類すると認められる事業
市及び関係団体	1 北九州市中小企業技術開発振興助成金
	2 オンリーワン企業創出事業
	3 マーケットインプロダクト創造事業
	4 企業変革・スタートアップ・グロースサポート事業
	5 スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業
	6 グローバルアクセラレーションプログラム
	7 メイカーズ創出プロジェクト
	8 北九州市環境未来ビジネス創出助成金
	9 サステナブル環境ビジネス展開支援事業助成金
	10 北九州エコプレミアム産業創造事業
	11 北九州市建設リサイクル資材認定制度
	12 北九州市Z世代チャレンジ応援事業
	13 公益財団法人北九州産業学術推進機構 研究開発プロジェクト支援事業
	14 公益財団法人北九州産業学術推進機構 DX推進補助金
	15 その他上記に類すると認められる事業

別表 2 第 2 条関係

市長が指定する経済施策に準ずる分野のもの	
北九州市産業 振興未来戦略	社会課題の解決又は成長産業の創出に資する分野
	(例) 未来産業、グリーン産業、I T 産業、健康・医療その他の社会課題の解決又は成長産業の創出に資する分野